新 治 山 林 道 必 携 治 山 林 道 必 携 委託業務設計積算編 委託業務設計積算編 (県運用事項等) (県運用事項等) 令和3年10月 令和3年7月 高知県林業振興・環境部 治山林道課 高知県林業振興・環境部 治山林道課

1- (1) ~5- (7)

(略)

5- (8) 交通費の算定について

(略)

1)

(略)

2)

(略)

3) 旅費交通費の計上方法

<u>測量業務については、</u>基地〜現場までの往復距離が 60km 以上の箇所のみ<u>(削る)</u>旅費交通費を計上する。<u>その他業務については、基地〜現場までの往復距離を旅費交通費</u>に計上する。

なお、離島等については、別途船賃等を計上すること。 基地〜現場までの往復距離は整数止め(整数以下切捨て)とする。

5- (9) ~ 5- (15) ^(略) 1· (1) ~ 5· (7)

5-(8) 交通費の算定について

(略)

1)

(略)

2)

(略)

3) 旅費交通費の計上方法

基地〜現場までの往復距離が60km以上の箇所のみ<u>基地〜現場までの</u>旅費交通費を計上する。

なお、離島等については、別途船賃等を計上すること。 基地~現場までの往復距離は整数止め(整数以下切捨て)とする。

5- (9) \sim 5- (15)

(略)